

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、佐賀県文化財保護条例や基山町文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行う。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。

維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。また、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で、公開を実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理指針

(1) 佐賀県保護条例や基山町文化財保護条例に指定される建造物

佐賀県文化財保護条例や基山町文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、それぞれ条例に基づく現状変更等の許可制度による保存を図る。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観および内部を対象に、歴史資料、古写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財の保存活用のために、必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行う。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(2) 文化財保護法に基づき登録される建造物 (登録文化財)

現在、重点区域内に、文化財保護法に基づき登録される建造物は無いが、将来的な登録を見据えて、以下、個別の管理指針を設定する。

登録文化財の建造物の維持・管理は、建造物の外観を主な対象に、歴史資料、小写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、内部についても、所有者等との協議の上、適切な維持・管理に努める。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(3) 歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

町長が認め、歴史的風致形成建造物として指定した建造物については、内部の保全に努めつつ、外観を主な対象として、現状の維持及び修理を基本とする。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

計画期間後も建造物の保存を図るため、国登録有形文化財や町指定文化財等として指定するよう努める。

3. 維持・管理の基本的な考え方

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施工令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 届出が不要な行為

ア	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	佐賀県文化財保護条例(昭和30年佐賀県条例第31号)第4条第1項の規定に基づく佐賀県重要文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	佐賀県文化財保護条例(昭和30年佐賀県条例第31号)第32条第1項の規定に基づく佐賀県史跡について、同条例第35条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	基山町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく基山町重要文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合